

保護者の皆様

松田町教育委員会教育長
松田町立幼稚園・小・中学校長

新型コロナウイルス感染症に係る予防措置と感染者が発生した場合の対応 について（お知らせ）

晩夏の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より松田町の幼稚園、学校教育の推進に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、感染力の強い変異株「デルタ株」のまん延に伴い、園児、児童生徒への感染が増えることが心配されています。本町においては、町民の方々の感染症予防対策へのご協力もあり、園児、児童生徒への感染はない状況にあります。

従いまして、2学期の開始にあたり、次のとおり万全な感染防止対策を講じて教育活動を行ってまいりますので、ご理解ご協力くださるようお願いいたします。

なお、今後の感染の広がり等の状況の変化により、対応（休業、学年・学級閉鎖等も含める）を変更する場合は、改めてお知らせいたします。

また、ご家庭においても、「外出先からの帰宅時」「調理の前後」「食事前」など、感染リスクを高める場面においては、こまめに手洗いうがいを行うなどの感染予防対策に努めていただけるようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症に係る予防措置について

(1) 基本的な対策

- ・登園・登校時には、健康観察カードによる体温・体調の確認を職員（担任・級外の教諭）がします。
- ・使用教室の窓は常に開放し、換気します。
- ・園児児童生徒が手を触れる共用部（机、ドアノブや手すり、蛇口等）は適宜、教職員が消毒します。
- ・マスクの着用や咳エチケット、こまめな手洗いの指導を徹底します。
- ・ウイルス拡散防止、感染防止の観点から、不織布マスク^{ふしょくふ}の着用をお願いします。
- ・教職員は、毎朝必ず、自宅で出勤前に検温、健康観察を行います。

(2) 登園・登校にあたってのお願いについて

- ・毎朝、検温や風邪症状の確認などの健康観察を登園・登校前に、家庭内で必ず行い、風邪症状が見られる場合は無理をせず、自宅で休養してください。
- ・家族及び本人に体調不良や風邪症状が見られた場合は、該当者が医療機関を受診し、感染症ではないと診断されるまで、自宅待機をお願いします。
- ・幼稚園、小・中学校での健康観察の結果、お子様をお預かりできない健康状態（発熱や、持続的な咳、息苦しさがある場合等）であると判断した場合は、保護者へ連絡をさせていただきます。お子様を帰宅させますので、すみやかなお迎えにご協力をお願いします。

(3) 健康観察カードの記入について

- ・毎朝、家庭で検温・健康観察を行い、健康観察カードへ記入してください。（健康観察カードを忘れた場合は、幼稚園、小・中学校で検温等の健康観察を行います。）
- ・発熱・風邪症状や息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合、感染が不安な方は、「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル（045-285-0536）」へご連絡ください。

(4) 出席停止の措置について

出席停止の基準・期間を次のように定めます。

- 園児、児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
→医療機関・保健所において登園・登校可と判断されるまで出席停止。
 - 園児児童生徒が感染者の濃厚接触者として特定された場合
→病院受診時に医師が示した日まで出席停止。
 - 発熱・風邪症状、咳や息苦しさ等の症状がある場合
→必ず病院で受診し、医師から登校の許可が出るまで出席停止。
 - 国内の感染状況や園・学校での感染拡大を受け、保護者から幼稚園、小・中学校を欠席させたいと申し出があった場合
→保護者の意向を丁寧に確認したうえで、感染拡大状況に鑑み保護者が幼稚園、小・中学校を欠席させる正当な理由があると園長、学校長が判断する場合は出席停止。
- いずれの場合においても、学校医をはじめとする医療機関や保健所等の専門機関と連携して判断します。また、学習課題の提供や登校後の補習等により、出席停止となった児童生徒の学習支援を行います。

(5) 園・スクールバスの運行について

- ・乗車の前後に手指のアルコール消毒を行います。
- ・乗車の前に検温を行います。(車内に設置している検温器を使用します。)
- ・原則として、常時窓を開け、換気します。
- ・可能な限り座席を離し、会話を控えることやマスクの着用について指導します。
- ・多くの園児児童生徒が触れる手すり・座席等は適宜消毒します。

2 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について

(1) 臨時休業の判断について

- ・必ず幼稚園、小・中学校に報告が必要な場合
 - 家族または本人がPCR検査を受けることになったとき
 - 本人が濃厚接触者として特定されたとき
 - 家族が濃厚接触者として特定されたとき、または、濃厚接触者と疑われるとき
- ・園児、児童生徒や教職員において、感染者が発生した場合や、濃厚接触者として特定された場合には、幼稚園、小・中学校の一部または全体を臨時休業とする場合があります。
- ・その他の場合についても、地域の感染拡大状況や園児児童生徒の症状の重症度、接触の状況等を考慮したうえで、学校医をはじめとする医療機関や保健所等の専門機関と相談し、学校長または園長が判断します。

(2) 保健所の疫学検査への協力について

新型コロナウイルス感染症と診断された園児児童生徒と濃厚接触があったと保健所が判定した場合につきましては、保健所から保護者の方に対しお子様の健康状態や行動の履歴等の聴き取り調査などが想定されますので、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先
松田町教育委員会
電話 (0465) 83-7023